

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民環境部 市民協働課
不利益処分名	徳島市津田コミュニティセンターの利用承諾の取消し等
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	津田コミュニティ協議会(電話 662-0599)
処 分 基 準	<p>【徳島市地区コミュニティセンター条例】</p> <p>(利用の承諾の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)